

中医協「第26回診療報酬改定結果検証部会」 後発医薬品の使用なかなか進まず

2009/11/11

11月10日の中医協・診療報酬改定結果検証部会（部会長：庄司洋子・立教大学大学院教授）では、2008年度診療報酬改定検証調査（2009年度調査）の速報値が調査検討



正面窓側の席が庄司部会長

委員会の白石小百合委員（横浜市立大学国際総合科学部教授）によって報告された。報告によると、後発医薬品の使用状況調査では、全国の保険薬局において後発医薬品調剤体制加算を算定している薬局の割合が80.6%（2008年度調査は78.6%）、すべての処方せんに1品目でも後発医薬品を調剤している割合が42.3%（同44.0%）など、2008年度調査と比べて使用割合が伸び悩んでいる傾向にあるという結果が出た。

同調査は、2008年に「保険医療機関及び保険医療費担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」の一部改正で投薬・注射等において後発医薬品の使用が努力義務となったことや、調剤基本料に後発医薬品調剤体制加算が加えられたことで後発医薬品の使用が促進されているかを検証したもの。調査は全国の保険薬局の中から無作為に抽出した1,000施設のうち有効回答566施設において2009年7、8月に行われた。このほか、すべての処方せんのうち「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等が9割以上ある医療機関の割合は16.0%（2008年度24.0%）、後発医薬品の説明・調剤に（積極的に又は薬効によって）取り組んでいる割合は59.5%（2008年度43.1%）など使用促進が見られるデータもあった。薬局で後発医薬品導入に積極的に取り組んでいない理由は、「不良在庫の拡大など在庫管理の負担が大きい」と最も多く、次いで「近隣の医療機関が後発医薬品使用に消極的なため」が挙げられた。

後発医薬品への切り替えについて厚労省の磯部薬剤管理官は「医師が患者に後発医薬品を希望するか尋ねるのが一番効果的だろう」として、医師に対して後発医薬品の安全性を周知させたい考えを示す一方で、「後発医薬品メーカーは先発医薬品メーカーほどMRが充実していない印象だ」と述べ、周知徹底の上での不安要素を示した。また、後発医薬品調剤体制加算に関して「それなりの効果はあったと思っている」とした上で、同加算の引き上げの可能性について、要件を厳しくするなどの改定も含めて中医協での検討課題にしたいと述べた。

検証部会ではこのほか、医療機関は患者の求めに応じて費用明細書を交付しなければならないとした「明細書発行の一部義務化」の実施状況や、ニコチン依存症の治療必要性を認め総合的な指導や治療管理などを行った場合に算定する「ニコチン依存症管理料」算定医療機関の実態調査など、6項目に渡る調査の報告が行われた。

今後は今回の速報を最終報告の形にまとめ、基本問題小委員会での議論の材料とする。

2008年度診療報酬改定検証調査（2009年度調査）一覧

調査名	主な調査項目
明細書発行の一部義務化の実施状況調査	明細書の発行状況 明細書を発行できる旨の周知の状況 実費徴収の有無・徴収額 明細書発行による患者の理解度及び満足度
7対1入院基本料算定病棟に係る調査、亜急性期入院医療管理料及び回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院に係る調査、並びに「地域連携クリティカルパス」に係る調査	各施設における患者の入院元、退院先 各施設における患者の状態 在院日数及び総治療期間の変化 算定患者数や連携医療機関数
回復期リハビリテーション病棟入院料において導入された「質の評価」の効果の実態調査	施設毎の入退院時の患者の状況 居宅等への復帰率、重症患者の受け入れ割合 リハビリテーション提供体制
歯科外来診療環境体制加算の実施状況調査	歯科外来診療時における偶発症等への対応状況 医科の医療機関との連携状況 医療安全に対する歯科医療機関の取り組み及び職員意識の変化 患者の安心感
ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査	「ニコチン依存症管理料」の算定回数 上記算定患者における指導終了9カ月後の禁煙成功率 禁煙指導の体制
後発医薬品の使用状況調査	処方せん受付枚数、処方せんに「変更不可」と記された割合及び後発医薬品への変更枚数 後発医薬品に変更することによる薬剤料の変化 後発医薬品の使用に係る患者の意思表示の状況（「ジェネリック医薬品希望カード」の提示など）と医療機関・薬局の対応

（中医協の資料をもとに作成）